

平成 3 0 年

# 総務委員会会議録

と き 平成30年7月3日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年7月3日(火) 午前10時00分～午後0時16分  
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤昌宏君 副委員長 新妻さえ子君  
委員 高橋伸明君 委員 中塚亮君  
委員 いながわ貴之君 委員 須貝行宏君  
委員 吉田ゆみこ君 委員 松澤利行君

出席説明員 桑村副区長 中山企画部長  
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 大野計画担当課長  
品川財政課長 小林施設整備課長  
中元広報広聴課長 木村報道・プロモーション担当課長  
山本情報推進課長 榎本総務部長  
米田参事(総務課長事務取扱) 島袋人権啓発課長  
黒田人事課長 立木経理課長  
伊東税務課長 齋藤会計管理者  
秋山選挙管理委員会事務局 小川監査委員事務局  
久保田区議会事務局

○午前10時00分開会

○伊藤委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項、所管事務調査、それから行政視察について、その他と進めてまいります。今日もよろしく願いをいたします。

---

1 議案審査

第44号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算

○伊藤委員長

まず初めに、予定表1の議案審査を行います。

説明に入る前に、平成30年度品川区一般会計補正予算について、その審査結果について各委員長から申し送りがありました。第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算につきましては、昨日、区民、厚生、建設、文教の各委員会で所管に係る審査を行いまして、そのうち区民、建設、文教が全会一致、厚生委員会が賛成多数で原案のとおり決定いたしました旨、各委員長より申し出がありました。以上が、各所管委員会における審査の結果であります。当総務委員会では、各委員会の審査結果を踏まえた上で、総合審査を行います。よろしく願いをいたします。

それでは、理事者から説明お願いいたします。

○品川財政課長

それでは、私から第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算について、説明させていただきます。

個々の事業内容につきましては、先ほど委員長からご説明がありましたとおり、昨日所管の各委員会において審議をいただいております。本日改めて全体を説明させていただき、ご審議をお願いするところでございます。

第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算は、早急に予算措置を講じる必要がある事業や国、都支出金など活用した新たな事業などで追加計上が必要となった経費を対象として編成したものでございます。

それでは、資料6ページをご覧ください。歳入は13款国庫支出金から18款繰越金まで、歳出は、2款総務費から6款土木費まで、それぞれ9,157万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,746億6,957万2,000円とするものでございます。

14ページ、15ページをご覧ください。歳出からご説明をさせていただきます。2款総務費、2項地域振興費、1目地域活動費では、321万3,000円を追加し、27億6,153万5,000円とするもので、生活安全推進事業については、特殊詐欺の被害防止対策をさらに強化するため、自動通話録音機を500台追加購入するものであります。以上によりまして、地域振興費の計を63億4,772万7,000円とするものです。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費は、1,867万8,000円を追加し、119億1,075万4,000円とするもので、障害者福祉相談事業については障害者包括支援相談体制の構築検討および心身障害者医療費助成の対象者拡大に伴うシステム改修を行うものであります。以上によりまして、社会福祉費の計を279億5,155万3,000円とするものです。

3款民生費、2項児童福祉費、3目児童保育費は、3,126万1,000円を追加し、126

億1,197万円とするもので、就学前教育推進費については、保育士の専門性を一層向上させるため、保育研修再編委託および研修経費を追加し、各種児童保育委託については、病児保育施設新規開設に伴う経費助成を追加し、保育関係事務費については、事務負担軽減を図るため事務内容を標準化させる委託費を追加するものであります。以上によりまして、児童福祉費の計を456億9,967万2,000円とするものです。

16ページ、17ページをご覧ください。6款土木費、4項都市計画費、4目公園管理費は3,842万円を追加し、48億6,112万9,000円とするもので、オリンピック・パラリンピックに向け来訪者のおもてなし対策として、公園・児童遊園費については、老朽化に伴う京陽公園の便所改築実施設計および戸越銀座商店街周辺4カ所の公園・児童遊園にある便所の洋式化工事を追加し、公衆便所費については老朽化に伴う西大井公衆便所改修実施設計および区内13カ所の公衆便所の洋式化工事を追加するものであります。以上によりまして、都市計画費の計を193億721万6,000円とするものです。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。歳入でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金は、583万円を追加し、9億6,873万3,000円とするもので、5節子ども・子育て支援交付金、10節子ども・子育て支援整備交付金は各種児童保育委託に該当するもので、それぞれ3分の1、10分の3の補助でございます。以上によりまして、国庫負担金の計を96億3,050万円とするものです。

14款都支出金、2項都補助金、1目総務費補助金は160万6,000円を追加し、7,601万とするもので、1節防犯設備整備補助金は、生活安全活動費に充当するもので、2分の1の補助であります。2目民生費補助金は、1億5,830万円を追加し、58億4,690万9,000円とするもので、7節子ども家庭支援包括補助金は、就学前教育推進費および教育関係事務費に充当するもので、10分の10の補助であります。15節子ども・子育て支援交付金および26節病児保育施設整備費補助金は各種児童保育委託に該当するもので、それぞれ3分の1、10分の3の補助であります。3目衛生費補助金は500万円を追加し7,834万3,000円とするもので、4節医療保健政策包括補助金は障害者福祉相談事業に充当するもので、10分の10の補助であります。以上によりまして、都補助金の計を96億8,546万7,000円とするものです。

12ページ、13ページをご覧ください。18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、6,330万6,000円を追加し、繰越金の計を30億6,330万6,000円とするものです。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。個別具体的なことはこの場では求められないので、必ず補正に関しての審議の中で、要は補正の考え方を必ずその都度みんな聞いていると思うのですが、それは毎年度必ず補正があると思うのですが、その考え方というのは、多少変わっているのかどうなのかというのが一点と、あと例えば14ページの地域振興費の自動通話録音機というのは恐らく現状、配備されているものの追加ということだと思うのですが、私は3週間ぐらい前に相談を受けたので荏原警察署の生活安全課の課長とお会いしてお話ししている最中も、やはりブザーが鳴って、どうしたのですかと

言ったら、もうこの時点で振り込み詐欺の電話がばんばん荏原地区に入っているという話なのですね。それで捜査に出なければなんていう話をちらっとされていたので。でも、これは補正を組む前の前年度中に、こういった高齢者を狙う特殊詐欺というのは絶対に撲滅しなければいけないことでありますので、その時点でそれぐらいは考えられることではないのかと思います。急に国の補助金の対象になったので補正を組んでやってくださいという話もあろうかと思いますが、何となく当初予算の中に入れ込んでいくこともできたのかなと思いましたので、質問させていただきます。

#### ○品川財政課長

まず、考え方のところなのですが、当然当初予算で申請できなかったもの、それから先ほど委員もお話になったとおり、急遽補助金がついたものに対して基本的には補正予算という形で上げています。それから、あとは区の方向性とかそういうところで当初予算後にある程度の方向性が決まって進めていくもの、その進めるにもやはり緊急性を持って進めなければいけない、そういったものに対して補正予算として上げるというような形をとってございます。

それから、2点目です。地域振興費の自動通話録音機なのですが、当初予算で500台を予算化しております。補正予算でさらに500台を追加するというものでございます。この背景には、高齢者詐欺の認知件数が平成29年度は137件だったのですが、平成30年度は1月から4月までの間で71件と急激に伸びてきているというところがありまして、このような背景のところから今回補正予算で新たに500台を追加して進めていくものでございます。

#### ○いながわ委員

ありがとうございます。本当、特殊詐欺に関しては品川区も問題意識を持ってこういった予算をつけていただいているので、それはしっかり執行していただきたい。

あと、補正予算全体に関して、今回の補正とは多少ちょっとそれてしまうのかもしれないですけども、先ほど緊急性のあるものという位置づけですが、例えば品川区が積極的に行っているもともとの事業、例えば防災まちづくりとか環境で特に品川区民に対する助成金のメニューというのは非常に多いと思うのです。もちろん執行した時点で全部使い切ってしまったとなると、例えば補助金を使って、まちをきれいにしましょうなんて話があっても、いや、今年度はもう予算打ち切りになってしまったとなると、今度は区民が例えば、さあ、建物の除却をしようとかいろいろな部分で、年度を超えてしばらくしてからになってしまうと区民の意識が薄れてきてしまい、せっかく進んでいる品川区の事業にブレーキがかかってしまうのではないかという思いもあります。

例えば、補正という観点から考えたときに、私道舗装に関しても品川区はしっかりとそういうメニューを用意している。しかしながら、1月に入ってからでこぼこしているから、バリアフリーではないからとにかく直してくれと言われたときに、もう今年度の予算はないので来年度になりますとなると、1月だと今度3カ月ぐらい待って4月、5月になるわけですね。そうなったときにやはり区民サービスの観点から考えると、そういうのは補正なのかわからないですけども、どんどん積極的にそういう部分に関してはやっていただいた方がいいのかなと思うのですが、その辺についてちょっとお願いします。

#### ○品川財政課長

区の行っている事業で補助金の関係で年度末になるとできないという事業は幾つかあるかと思いますが、そういうところに関しては、やはり補助金を出している国や都に増額を要求していくというようなことを進めていくべきかなというところが一つあるかと思います。また、こういったところは、やはり全体

的な課題というふうにはなっているかと思っておりますので、そういう解決策がないかは全庁的にも少し考えていかなければいけないところではないかと考えております。

#### ○いながわ委員

補正に関しては区民の生活であつたり区民の皆様にかかわってくるものだと思っておりますので、その区民の皆様が品川区ってすごいよねと、ほかの自治体だとすごく待たされるのだけれども品川区は予算も含めてしっかりと地域のために予算執行しているよねと言われるような行政になっていただきたいなという思いがございますので、緊急性云々ではなく必要なものに関しては、いろいろとあろうかと思っておりますけれども、しっかりと予算を補正でつけていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○中塚委員

質問の前に総合審査ですけれども、議会運営委員会、本会議で確認され総務委員会に付託されているわけですが、やはり総合審査の充実という観点で言えば、それぞれ歳出にかかわる担当の課長には出席をいただいて、必要な質疑を補足していくということの検討が必要なのではないかと思うのです。契約のときもそれぞれ担当の課長が来て補足をされておりますけれども、それぞれの常任委員会の議論を踏まえた上で総合審査を行うためには必要かと思っておりますので、意見だけ述べて質問をしたいと思っております。

先ほど、補正の考え方についてご質疑がありましたけれども、15ページの障害者包括支援相談体制の構築検討は先ほどの説明にあった当初予算に含めなかったもので急遽補助金がついたもの、区の方針性が決まり緊急のものうち、どれに当たるのか、簡単に言うと補正として計上した理由は何か伺いたいと思っております。

#### ○品川財政課長

今委員からお話が出たものの最後にあたりと考えております。これに関しましては、区役所の高齢福祉課と障害者福祉課が連携して事業を行うというものでございます。こちらはかねてから障害者の相談体制については非常に課題となっていたところでした。区のほうでもこの課題の解消に向けていろいろ検討を進めていったところでもございまして、これもちょっとタイミング的なものもあるのですが、当初予算の算定後、大体3月ぐらいに高齢者のほうのシステムと障害者のほうのシステムを連携させて相談体制を拡充していくというような方向性が決まったということで、今回の補正予算に計上しているというものでございます。

#### ○中塚委員

ご説明ありましたけれども、高齢者と障害者の一体的なシステムを連携したいということなのですが、率直に言って唐突感を感じたのです。相談体制に課題があるというお話がありましたけれども、区の方針性について議会への報告や、その後のスケジュール感も含めて示されていなかったと思うのです。

改めて伺いたいのですけれども、相談体制に課題があると位置づけてそれを検討しなければいけないという時期はいつだったのか。それに対して、議会への報告という点を改めて振り返ってどう思われているのか伺いたいと思っております。そして、プレス発表資料を見ると、業者に委託するということなのですが、内容については相談支援の現状の把握、課題の整理、個別に評価検討から始まっているのです。つまり、現状これが問題だ、その解決の手法を考えるということではなくて、何が問題かも含めて補正予算という形で組むというこの点も私はよくわからないのですね。内容の問題点は昨日の厚生委員会で指摘をしておりますのでその議事録を見ていただきたいと思うのですけれども、現状の把握や課題の整理、その分析・評価まで委託する予算を組むというのは区としての主体性は、方向性はどこにある

のか。そこも伺いたいと思います。

#### ○品川財政課長

まず、相談体制のほうなのですけれども、現行の相談体制というのが大きく3地区で相談体制を行っているというものでございます。基本的にはその3地区の相談件数がかなり多く課題となっているというものでございまして、いつからと言われるとこれはちょっとどういう基準で言ったらいいかというところもありますが、こういう相談件数の多いという統計上のものからやはり相談件数の部分の解消をどうにかできないかというところで検討をしていたという経過がございます。

委託とかの問題についてでございますけれども、やはり高齢者の在宅介護支援センターの仕組みを使って相談体制をやっていくというところでございますが、決まったところというのは非常に大枠の部分でこういう部分についてやっていけば非常に効率よくできるのではないかとこのところでの決定事項となっております。身体障害者の約7割が高齢者というところもありまして、こういったところからやはり在宅介護支援センターという高齢者の施設の中で障害者のほうの相談もできるというところであれば、非常にニーズとしてはあるというところで、このような方向性を決定をしたところが一つ考え方の材料としております。

あとは、こういう地域在宅介護支援センター、大体21地区にわたっているのですけれども、こういった状態で相談体制をどういうふうにすればいいか、それからあと人員配置等も課題になってくると思います。そういった部分を総合的にまずは検討してみるという委託経費として今回計上しているものでございます。

#### ○中塚委員

新しい方向性を議会に示すときに、いきなり予算という形で示すのはいかがかと先ほど指摘させていただいたのですけれども、その辺について改めてお願いします。このテーマを報告するのは厚生委員会になるかと思うのですけれども、現状の課題について、区の方向性をしっかり議会に出して議論を踏まえた上で予算をつけて出すという、それが当初予算だったり時期的な問題として補正予算になることもあり得るとは思いますけれども、この議会に対する対応についてはいかがかなと、もう一回伺いたいと思います。また、現状障害者のケアプランを組む事業所が足りない問題や、実質3事業者でこれが選べない問題もある中で、在宅介護支援センターも言わば手いっぱいの中で新たに加えるという提案が本当にできるのか、もっと言ったらこれがよいことなのか。私も正直よくわかりませんし、厚生委員会でもその点で反対をさせていただきました。それだけに新しい方向性を出すときには議会への報告を行うという手順を踏むということが必要ではないかと思っておりますけれども、最後にその点、いかがでしょうか。

#### ○品川財政課長

まず、在宅介護支援センターのこの形というのが非常に品川区独自の形でやっているという中で、過去にない、非常にいい体制になっていると考えております。その中で障害者の相談についても入れていくということで、非常に方向性として新しいものを出していくというようなところがあるかと感じております。

議会への報告という点でございますけれども、あくまで検討段階というところを出している予算ですので、こちらをまず検討してみて一定の方向性、やり方とかも出てくるかと思っております。そういった時期がまた一つの報告の時期というふうにもなってくるのかなというふうには考えております。

それから、新たにこういうやり方をやっていくという点でもありますけれども、これもやはりまだ検討段階の予算要求というところがございますので、まずは今の在宅介護支援センターの仕組みをもとに

して障害者の相談体制もどのようにやっていくかというところを検討してみるということがまず第一歩ではないかと考えております。

#### ○中塚委員

今回中身の問題点については厚生委員会で指摘したとおりでということと、議会への示し方についてもやはり問題があると思います。あくまで検討経費だというお話ですけれども、プレス発表資料には高齢者・障害者の包括支援相談体制として形が示されているわけですね。そういう意味ではしっかりと議会への報告を行い議論を深めながら予算の審議をするということを要望したいと思います。

#### ○吉田委員

今までの質疑を聞いていてちょっとわからなくなっただけですけれども、今日のこの補正予算分というのはどの辺までなのか。あくまで予算の事項別説明資料を見ると、補正内容は、障害者福祉のところで言えば高齢者・障害者の包括的支援体制整備に係る検討の617万7,800円なのです。ただ、先ほどものご説明を伺うにこれは既に在宅介護支援センターと一体化するというような方向性が決まって、それが緊急だったので今回補正という形で出されるということで、この補正に賛成すると、そこまで賛成したことになるのか、あくまでこの予算内容までなのか。私の態度を、私のというか生活者ネットワークとしての態度を決めるに当たっては非常に重要なところですので、ぜひ教えていただきたいというのが1点と、それから今議会への示し方の手順というのもありましたけれども、6月21日の日経新聞に既に品川区でもう決定したかのような記事になって出ているわけです。まだ補正予算の議案が、この議会にもかかる前にこういうものが外に出てしまって新聞に載ってしまう。そうすると、何か政策決定の過程、この補正の審議はどういう重みがあってどういう意義があるのか、改めて伺いたいと思いますので、その点をお願いします。

#### ○桑村副区長

今の議論は議会への報告と区の予算の出し方というのですか、それとも一つはこの障害者包括支援相談体制の構築検討という中身と3つ重なっているのだらうと思うのです。1つは、先ほどからご質問があったとおり、障害者の相談体制が品川区としては非常に弱いのではないかと話があって、それは確かにそのとおりだろうと。それから、もう一つは高齢である障害者の方が非常に多くなっていて、それとの連携をどうしていったらというようなことがありまして、今回も一般質問でそういうお話があったかと思います。その体制を進めるに当たって、どうやっていったらいいだろうかというのが一つの考え方を今回お示しをさせていただいて、何かそれが決まって、もちろん一つのことを考えなければ検討できませんので、区とすれば今の在宅介護支援センターを使って、そこにいわゆる障害者の相談員を配置できれば、非常にきめ細やかな対応ができるのではないかと、また高齢者の方のご相談にも応じることができるのではないだろうかという一つの考え方でありまして。

ただ、特に中身のことを言わせていただくと、構築検討ということで非常に大きな金額がついているわけでありまして。そういう意味では、先ほど最初から課題の整理とかいうようなお話がありましたが、やはりニーズ調査、あるいは本当にそれでやれるのだろうかといった調査、あるいは地域の全部のところでやる必要があるのかとか、また、いろいろなところで受けられるべきではないだろうかというご質問がありましたとおり、本区の場合はいわゆる地域割りをしているわけですので、そういった方向がいいのかどうかという、そういったやり方をさせていただくことができるだろうかというのは調査をさせていただきたいということでありまして。

それは、ただ、いわゆる予算の発表というところを目的にこの予算を組んだのだということ



をマスコミの方でも出しますので、これは新聞の考え方、あるいはテレビでの考え方で、こういうことを品川区は考えていると発表いただくと。ただ、もちろん議会との関係では、ご議決いただかなければ仕事ができないわけですので、それはまた、例えばの話ですが修正される、あるいは否決されるということになれば、また重要なものはここで発表させていただいて、そういう形でマスコミに流させていただくということになろうと思います。ですので、いろいろな考え方はあろうかと思いますが、予算ができて、あるいは議決されなければ何も重要なものを外部的に発表できないかといったらそうではなくて、それは議会との間のいわゆる連携というのがあるかと思いますが。少なくとも議案説明会等で議会に一定の説明をさせていただいた中身を出させていただいているわけですので、それについて足りる、足りないという議論はあろうかと思いますが、一応これまでの手順を踏襲させていただいてやらせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

#### ○吉田委員

ということでは、今回の議決対象というのはあくまで高齢者・障害者の包括的支援体制整備に係る検討までということで理解してよろしいでしょうか。もう一回、確認させてください。

#### ○桑村副区長

そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

#### ○須貝委員

ただいまのお話の在宅介護支援センターで高齢者と障害者の具体的な相談支援についてですが、やはり私がまちの中を歩いていまして、相談したいというニーズはすごく多くて、特に高齢者の方には本当にどこに相談していいのだろう、誰に尋ねたらいいのだろう、我々今後どうなるのだろうという疑問、そういう質問をたくさん受けます。まして、障害者の方なんかどこにそれをぶつけていいのか、どうやって対処して、また支援していただけるのかということをさまざま聞きますので、本当にこういう相談支援体制というのはやりながらやはり構築していくと思いますので、私はどんどん進めていっていただきたいと思います。ましてや、これからますます高齢化が進むということですが、必ずその需要、ニーズはますます増えると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、病児保育施設の新規開設でありますけれども、これももう実際では働いている人のお子さんが病気になったときにどうするのかと。これを行政に委ねられても、ではどこまでやるのか、どれだけのお子さんを抱えられるのだ、守れるのだという大きな課題にもなると思うので、大変だと思うのですが、何とかまい方法を民間企業にも協力していただいて、いい方向でつくっていただけたらいいなと思います。

あと3つ目に、高齢者世帯自動通話録音機500台を追加貸与ということですが、これはこれだけ社会問題になっているのに、東京都もそうなのですから、国は何でお金を出さないのかなと。これはもっと普及させればいいし、これだけいろいろな方が被害を受けていて増えているわけですよね。被害が増えていて何でもっと予算なり何なり出すか、新しい簡便な機器を開発してやはり我々品川区などに普及させてくださいとお願いをしてくるようなシステムをやはり彼らはつくらなければいけないのではないかと思うのです。やはり末端は区のほうで、いろいろ区民サービスということでそういうふうにお願ひをしていくわけですが、その大もとやはり国、そして大きな予算を持っている都もこれに対して積極的に新しいものをつくるなり体制をつくるなりに、区からももっと強くお願ひしていただきたいと思います。

#### ○吉田委員

歳入のほうなのですけれども、これは本当に私今までも何度もお問い合わせして理解が悪くて申しわけないのですが、18款の繰越金で補正前が30億円ですと前、過去をたどると大体24億円という年が多くて25億円に増えて今回30億円に当初予算がそうなっています。出納閉鎖期間が過ぎてこういうことかなと思うのですが、この時期にこの額の補正がつくということの意味を、すみません、個別には問い合わせさせていただいたのですが、もう一回ご説明いただけるとありがたいのですが、よろしくをお願いします。

#### ○品川財政課長

こちら繰越金については、基本的には前年度の残額を持ってきているというものでございます。前年度の残額を全て当初予算に持っていつているというのではなく、一部を持ってきて、あとは補正予算等で使っていきたいという流れでやってございます。

#### ○吉田委員

そこまでは大体わかるのですが、この年度の途中の、今は6月補正が来て今度9月補正と、そういうふうに順番に補正が出てくるということが、よく理解できないので、その辺を教えていただけますか。

#### ○品川財政課長

補正については、必ずこの時期に出すものというものではございません。そういう事情が、先ほど述べたような形のものがあるときに、補正予算という形で計上します。ただ、その補正予算、要するに歳出の部分になるかと思えます。必ず予算というのは歳出があれば歳入もどこかで持ってこなければいけないということになります。その歳入の部分をどこから持ってくるかというところで繰越金というものを使っていくものでございます。

#### ○伊藤委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○高橋（伸）委員

賛成します。

#### ○新妻副委員長

賛成です。

#### ○中塚委員

総合的な態度と理由を述べたいと思います。

まず、態度としては賛成です。理由については、障害者包括支援相談体制の構築検討については反対です。議会でも相談体制を充実することは必要なことだと思っておりますけれども、これが実際によくするという確信がこの状態では不明だという点です。ただ、一方で、生活安全活動費、例えば心身障害者医療費助成システム改修、また病児保育施設開設経費助成、さらにはトイレの改修など、評価できる点もございますので、総合的には賛成ということになります。

#### ○いながわ委員

賛成です。

#### ○須貝委員

賛成します。

## ○吉田委員

賛成なのですが、意見を一言だけ言わせてください。

先ほどの障害者福祉のところです。生活者ネットワークとしては、昨年の一般質問でもとにかく相談支援体制に不備があると。増やすようにという要望してまいりましたので、その方向性には賛成ですし、いずれ高齢者と障害者が一緒に相談できるというのはまさに目指す方向だと思います。ただ、一般質問でご答弁いただきましたけれども、相談支援専門員の数の増やし方については一切具体策がなく、場所だけ増えるというのは実質的には相談支援体制が整うことになりませんので、その辺についてはさらに進めていただきたいと思います。ただ、この補正予算の検討を始めるということについては、もう検討を始めないと前に進みませんので、そういう意味と理解して賛成をいたします。

## ○松澤委員

賛成です。

## ○伊藤委員長

それでは、ありがとうございます。

これより第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、予定表1の議案審査を終了いたします。

---

## 2 報告事項

### (1) 高知県との連携について

## ○伊藤委員長

それでは、予定表2の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)高知県との連携についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

## ○柏原企画調整課長

それでは、私から資料に沿いまして高知県との連携につきましてご報告させていただきます。資料をご覧ください。

高知県との連携についてということで、まず目的でございます。こちらに記載がありますとおり、本年が明治維新150周年というところに当たります。こういったところを契機にいたしまして、歴史的に強いゆかりがあります高知県と「特別区全国連携プロジェクト」の一環として連携・交流を開始するというものでございます。品川区の場合ですと、坂本龍馬などゆかりの人物を通じた歴史・観光資源の発信、それから高知県の雄大な自然体験による人の交流、それから産品を活かした産業交流、こういった双方の強みを活かしていきながら、連携・交流を行いまして、観光・文化・産業その他につきましてさらなる発展を目指すといったところでございます。

今後の予定でございます。高知県と現在も協議を進めて調整を進めているところでございますが、一応8月を目安にいたしまして何らかの形で調印式が行えるかと準備を進めているところでございます。

3番目のところで、これまでの高知県とのかかわり等々につきまして、代表的なところですがピック

アップさせていただいております。平成22年は二十歳の坂本龍馬像の建設に当たりまして、桂浜にあります坂本龍馬像の一部を受領してつくったというところがございます。合間にいろいろございますけれども、平成29年には「中延よさこい」での高知県のPRブース出展であったり、浜川中学校での高知県出前授業の開催、また昨年の全国シティプロモーションサミットを品川で開催したものにつきましては、高知県にも参加いただいております。また、本年は区の成人式において「二十歳の龍馬」の企画に高知県もご協力いただいております。また、直近でございますが、5月に大井競馬で大井競馬と高知競馬が連携してイベント、レースを行いました。この中でも品川区も協力をさせていただいたのでございます。

また、史跡等におきましては、こちらにあるとおりでございますけれども、例えば旧土佐藩の下屋敷、これは現在の浜川中学校ですけれども、ここに下屋敷であったということであったり、それから山内容堂公の墓所が立会小学校の隣にいたり、また板垣退助の墓所も品川神社に隣接したところにある。こういった史跡等につきましても品川区もゆかり、縁があるというところがございます。

こういったところもございますので、この明治維新150周年を契機として連携をしていくというものでございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言お願いいたします。

#### ○いながわ委員

何点かお伺いしていくので、一括して質問いたします。まず、高知県との連携ということなのですが、要は明治維新150周年を契機として今後品川区では高知県との連携を続けていくというのか、要するに事業として何年スパンとかではなく続けていくという感じでいいのかどうなのか。

1点目が、いろいろな連携があろうかと思うのですが、中には災害協定という考え方もあるし、そういうのは全く考えていないのかどうなのか。私たちが所在するところは東日本であって、高知はいわば西日本になるのでプレートも違うわけですから、こうしたところ縁があるのであればそういうことも今後視野に入れる必要があるのかというので、その辺をお伺いします。

2点目が、目的の最後に、要するに発展と成長というのが交流とか文化・観光・産業の発展になるのですが、具体的に区民に対してメリットは、何があるのかと。

3点目が、今後の予定に自然体験事業とかいろいろあるのですが、もちろん区民に対してやると思うのですが、どういうところが対象なのか。

4点目が、高知県との主な関わりで、浜川中学校において食育をやられたということなのですが、これはやはり海側の小中学校、今度は中学なのですが、そこに限定されているのか、品川区全域の小中学校でも連携を今後していくのかどうなのか。これは品川区全体のこととして企画がやるというよりか、今後は文化観光に移って執行されていくのか。具体的には、しながわ観光協会がやるのかなとか考えますが、その辺についてどうお考えなのかということと、今年度の連携というか事業ということなので、できればこういう資料には予算が大体幾らとか入っているとわかりやすいかなと思いますが、その辺をお聞かせください。

#### ○柏原企画調整課長

何点かご質問をいただきました。

まず、今後の連携の形といいますか継続性といったところだと思いますけれども、協定という形にな

るかどうかはあれですけれども、何らかの形でつながりをつくって、継続的な事業連携であったり、連携の形をとっていききたいというところがございます。

それから、災害の部分でございます。どういう項目で連携をつくるかは今協議中にはありますけれども、委員ご提案の災害協定という名前でいくかというのはまだ調整中ですが、そういったところも当然視野には入れながら考えていくということはあると思います。

それから、文化・観光・産業の発展と成長における区民のメリットといったところがございます。まだ確定とはではないのですが、高知県からもいろいろな事業をやりたいということ等でご提案は下案というところからいただいているところがございます。何ができるかというところでありまして、イベント等もそうですし、例えばお子様方の受け入れを双方で受け合えたりだとか、それから、スポーツの関係で何か交流ができないかとか。もちろん先ほどの文化、観光、それぞれの歴史的資源だったりそういったところでの交流であったり、あと食の部分といったところの関係も絡めながらやっていきたいということで、もちろんこれは品川区民、品川区の方々にも大いに有意義となるような形での事業構成は、相談の中で構築していきたいといったところがございます。

対象としては、今お話ししたように、まず最初はお子様であったりとかスポーツであったりとか観光面であったりとか、そういったところでの対象となる方が中心的になるであろうと想定してございます。

それから、食育というお話がありまして、資料にもありますが浜川中学校と出ましたが、浜川中学校は、先ほども言いましたように土佐藩の下屋敷があった場所ですから、ここからまずスタートしたところからでございますけれども、こちらにつきましては次の展開は、どこかにエリア限定するというよりは、できれば区全体にうまく広がりができるようになればと思っております。

それから、今後の庁舎内での展開の部分でございますけれども、全体の県と区というところで連携についての調整をしているので企画部門でやっておりますが、これは全庁的に区の体制ということで、どこかの課というよりは、例えば委員がおっしゃった文化・観光もそうですし、地域振興の部分もそうですし、スポーツもそうですし、そういった全庁的にいろいろな連携ができるということで形をつくっていききたいと思っております。

それから、予算の部分でございます。これにつきましては、具体的な動きとして今年度入ってからこの調整が大分進んできたというところがございますので、予算を組んでという形では今のところないのですけれども、例えば文化観光課で明治150周年の記念で今年予算を組んでいます。その中には高知との連携だったというのもありますので、今年度はそういったところを取っかかりといいますか、中心に動いています。次年度に何か途中での補正予算になるかはあれですけれども、できる事業等々ぜひ具体的なものがあつたところでは予算化をしながらお示しをして進めていきたいと思っております。

#### ○いながわ委員

ありがとうございます。品川区は、宮古市とか富岡町とか早川町、山北町、いろいろな市区町村といろいろな連携されているという私は認識しています。あとは長野県の飯田市というのも何かしら関係があるということで、順位という言い方はおかしいですけれども、いろいろなカテゴリーが、例えば宮古市だったら災害協定を結んでいますよとかいろいろある中で、品川区としてはそうやってあちらこちらと連携をするということは幸せな部分だと思うのです。逆に言えば、それがうまく連携がいくことによって区民の人たちの見識が広がるのかなと思うのと、全体に対する予算づけというのはしっかりやっていただいたほうがいいのかという感覚です。今、例えばスポーツに関しては、子供たちが向こうから来るときは向こうもお金がかかるわけですし、こっちから行くのにもすごく時間と航空運賃がかかる

わけですから、そういった部分も含めた中でこれにとどまらずそういった補助、助成という言い方がいいのか、例えば子供たちを高知県の農家民泊とか漁村の民泊とかいろいろ経験を、夏の時期とかやったときに、やはり費用がすごくかかるのです。費用はでは区民の皆様が全部負担して、どんどん子供たちを送り込みますとなるとどうしても出れる方と出られない方がでてしまうので、その辺をうまくコーディネートすることがすごく大切なのかなという。

たまたま、うちも小学校でプリントをもらってきたら、飯田市への農家民泊どうですかというカラー刷りの案内でした。2泊3日だけれども何か高いなというイメージがすごくあるわけです。別に補助が品川区から入るわけでもなく、旅行会社がコーディネートしてこういう連携をしているからどうですかという案内をいただいたというのもあるので、そういうところをもっと、せっかく連携をとるのであれば、子供たち、大人も含めて行きやすい環境をつくっていくということは必要なのかなと私は思うのです。私の主観になってしまうのかもしれないですけども、そうしないと、例えば早川町とか山北町って今どうなっているのかな、誰かがきちんと行っているのかなとか、それも所管が違うからそこへ一回一回確認していかないとわからない状況であるというのは事実かもしれないですけども、やはり連携をとるといっているのであれば、しっかりと各所管がコーディネートをして、お互いがウイン・ウインで終わるような関係をしっかりと構築していかないと、長期連携なんか絶対できない。逆に言えば、どんどん負担になってくる可能性だってあると思うのです。連携組んだからその事業をやらなければいけない、ではもう全部事業をやったのだけれども、これ以上何をやるのだろうと、どこかで必ず来ると思うのです。それはやはり創造性というか創出をしていていただいて、しっかりとコーディネートをしていただきたい。何か一言あればお願いします。部署をまたがっているので課長一人の思いは言えないのかもしれないですけども、よろしくお願いします。

#### ○柏原企画調整課長

いろいろご提案等も含めていただきました。今回高知県と区ということで、行政間での交流がというところ、その意味合いがあると思います。先ほど事例として、お子様同士の交流みたいなもの、また、こちらも事例として挙げられた早川町とか山北町の部分については、水と緑のふれあい交流協定ということで、区と山北町で交流の協定を結んでいるのですけれども、そこに関しましては、例えばバスツアーを組んで品川区からもお金を出したり、そういうやりとりがあります。ですので、行政が入る意味合いというところでは、高知県とでも区のほうからも負担というのですか、補助金というのは相当入れながらということになっているところですよ。

今お話しいただいたように、毎年同じような事業をやればよいということよりは、目的は最終的には双方の発展、成長というところを目指しますので、その中では、では次どういう展開がいいのだろうかとか、お互い話し合い、考えながら民の力を含めながら進めていくということがこの進め方であろうと思います。ですので、先ほど申し上げた全庁的というのはまさにそういう意味で全庁的に知恵といいますかいろいろなことを出し合いながらきちんと予算立てもして、うまい形で継続できるような方向で進めていきたいというものでございます。

#### ○いながわ委員

こういう事業をやっているとどこかで恐らく、お互いにウイン・ウインで終わるなら絶対営利的なものも必ずかかわってくると思うので、そういう場合行政はなかなかやろうと思ってもできない部分があるかと思いますが。全庁的プラス品川区にはしながわ観光協会という組織もしっかりしていますので、そういったところとしっかり連携をとってやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

## ○須貝委員

私は逆の立場からお話を聞きたいのですが。実際高知県は人口減少と事業所もどんどん減っています。そういうところで高知県は何をやっているかという、観光事業を主にさまざまな活動を事業費を使って行っています。その自治体と連携して品川区にメリットはあるのかなど。今お話も出ましたけれども、相互交流事業を行うということはそれなりの予算を毎年組んでいくわけだし、交流していますとただ旗を揚げるのではなくて、やはりそれに伴う事業、活動というのを考えれば予算が伴うのです。こういうふうに連携自治体をどんどん増やしていったいいのでしょうかと思うのですが、これについてご意見をお聞かせください。

## ○柏原企画調整課長

まず、今回の高知県とのつながりといいますか連携の背景というところで、先ほども資料で掲げさせていただきましたが、まず高知県という間柄では歴史的なところも含めてゆかりがかなり深いということでこれまでもつながりが民間ベースでもかなり続いていたというところがあります。そういったところを背景にしながら高知県との今回の連携につながっていったというところでございます。

繰り返しになりますけれども、双方にメリットがなければやはりこういった交流というのはなかなか続けていくのが難しいと思っておりますので、お互いの持っている資源といいますか長所というものをうまく活かしながらというのがベースといいますか考え方であります。例えば高知県のほうですと自然の部分であったりとか食であったり、それから歴史的なところもそうですけれども、そういったところは品川にはない多くものを持っていたりもいたします。それを品川区民の方々に知っていただいたり、おいしいものを食べたり、そういう構図ができるというのはやはり大きなメリットになるのではないかと思います。予算措置のところにつきましては、これから今協定に向けての調整をしておりますので、どういった形での予算立てがいいのかというのはお互いやりながら、どちらかに負担が行くとかということではなくて、それは話し合いをしながらというところだと思います。連携をどんどん増やすというよりは、そういったところで双方のメリットがうまくできたとと思われるところとやはりやっていきたいというところ。今回の一番大きいところは高知県とやるというところだと思います。今までは市区町村単位の連携というところが主だったのですが、特別区の全国連携プロジェクト、広域連携というところが少し動き出していますので、そういった意味では高知県という大きな広い自治体間と交流ができるというのは、我々もこのようなメリットが生み出せるのではないかと考えておりますので、やみくもに増やしていくということではないということをご理解いただければと思います。

## ○須貝委員

高知県といっても高知市内だけは発展はしていますけれども、本当に大半の地域はやはり人口減少を伴って大変だということとそういうふうにしていいのかなというのは思ったのですが、趣旨はわかりました。この中に、目的の中に「明治維新150周年を契機として」ということと、「坂本龍馬などの縁の人物を通じた歴史」云々とあります。坂本龍馬という名前も今歴史の教科書から名前が今後なくなっていくのではないかと話すら出ていますよね。そうすると、今のある程度年齢、学生さんまではいいのかもしれないのですけれども、これから未来の子供たちが教育の中で坂本龍馬という名前を一切学校で目に触れないような状況になってきたときに、坂本龍馬という名前を前面に出していますが、大丈夫なのですか。要は、それを必ず、この中に幾つかもメインで名前が出ていますけれども、今後そういう先々を考えたときに、歴史的な交流というのにつながっていくのでしょうかと疑問も思うのですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

### ○柏原企画調整課長

坂本龍馬をきっかけに品川区の方と高知の方々がつながりができる、これは事実でございますので、こういったゆかりのある方ということでお示しをさせていただいております。ただ、歴史的なつながりの中では坂本龍馬だけではなくてほかの部分でも品川区と高知県に縁がありますので、今回きっかけと申しますか今までのつながりの中で坂本龍馬がいてみれば全国で知られている名前ですのでお示しをさせていただいておりますけれども、今後も交流を進めていく中でそういった双方が持っている人物、資源というのがきちんともっと表に出せるような交流の仕方というものもあるのだと思いますので、これだけに頼るということではなくて、そういったところからこれをきっかけに広がりを持っていきたい。そういう思いでつなげていければと思っております。

### ○伊藤委員長

ほかにはございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○伊藤委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (2) 五反田防災棧橋整備工事請負契約

### ○伊藤委員長

次に、(2)五反田防災棧橋整備工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして理事者の説明をお願いいたします。

### ○立木経理課長

それでは、私から報告事項の(2)五反田防災棧橋整備工事請負契約について、ご説明をさせていただきます。

本件は9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものでございます。お手元の資料の2ページをご覧ください。

契約の方法は制限付き一般競争入札で行ったものでございまして、入札経過につきましては3ページの調書に記載のとおりでございます。2ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含めまして1億5,228万円、落札率は98.7%でございます、契約の相手方は浅川組東京支店常務取締役支店長、蔭山日出男でございます。支出科目は平成30年度一般会計。

工事の概要でございますが、4ページの概要書をご覧ください。工期は平成31年3月29日、工事内容は目黒川を活用した舟運事業の拠点を五反田地区に整備するものでございまして、平常時には賑わい創出、災害時には防災棧橋として活用するための整備工事でございます。整備箇所は案内図のとおり、また棧橋のイメージはこちらの合成写真のとおりでございます。

### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

### ○中塚委員

一点だけ伺いたいですけれども、目黒川は私の小さいころからよく氾濫をしていて、調整池ができてから大分改善はされてはいるもののすごい水量が流れるのですけれども、氾濫にもこの棧橋というのは耐えられるのか。それとも、逆に言うと壊れることが前提のものなのか。やはり目黒川というところ



いう昔の氾濫のイメージが今でも私の中に色濃く残っているので、この栈橋がどういうことになるのか、そこだけ教えていただけますか。

#### ○立木経理課長

細かい部分までわかりませんが、恐らくそういった部分、目黒川の特長というのを加味した上でこういった設計のほうはなされていると考えています。委員ご指摘の点は所管のほうに伝えさせていただきます。

#### ○いながわ委員

工事概要のところ、舟運事業の拠点としてにぎわいを創出するというので、平常時はどんどん積極的にやっていただきたいことなわけですけれども、要するに工事件名は防災栈橋という表現ですが、やはり防災栈橋にすると都や国から補助金が出るとかでないとかという話になるのか。逆に今後ずっとこれは防災栈橋という名前なのか、あくまでも工事名が防災栈橋だと。なので工事が終わってない段階で、この「防災」という名称を取ってしまうと国や都からの補助金が、観光の要素だと余り出ないとか、そういう意味合いなのでしょうか。

#### ○立木経理課長

こちらの工事の関係なのですが、一応水辺の活用です、五反田水辺が結ぶプロジェクトの一つの工事として行われているものでございまして、何年かにわたって行われているもので、平成30年度はこちらになっているのですが、今回工事の案件名が五反田防災栈橋整備工事となっておりまして、補助金を使っているかどうかというのは、今ちょっとこちらではわかりませんが、所管のほうで名称を含めてその時々が一番ふさわしい形で恐らくつけていくと思われまいますので、その辺は申しわけございません、ちょっと私のほうからは。

#### ○桑村副区長

一つは目黒川の管理権限が東京都にありまして、区のほうで個々に橋をつくる権限がないということです。先ほどご質問があったとおり、目黒川はかなり昔は非常に水量があつたりして、今は防災栈橋という形の防災上役に立つ、そういう栈橋しか今のところ東京都とすると許可する方針にはないということです。ですので、防災上役に立つというのが前提でこういう設計をさせていただいてまして、ただ、もちろん栈橋になっているわけですので、中身的には区のほうでは平常時にはにぎわいや何かに使わせていただきたいなということで許可がとれたものであります。

それから、さっきもそういう意味では水量の関係などについても、東京都等と十分調整していますので、この橋自体が何かおかしいことになるということはないと思います。

#### ○いながわ委員

非常に危惧しているのが、要するに河川の管轄は東京都ですから設置する防災栈橋、もう話についているということですが、東京都がどういう感覚になるかはわかりませんが、防災栈橋ですからそういう事業はだめですよ的なことというのはもしかしたら何かの例えば事故、不測の事態が起きたときとかはもう観光はだめですよと言ってくる可能性もあるので、それはもう逆に言えば運行する側の安全対策になってくると思うのですが、その辺がどうなのかな。例えば、観光栈橋にしておいて防災といたらそれはいざというときに臨機応変に使えるのですけれども、もともと防災栈橋を観光の、ある意味営利目的にもつながってくるので、それでやってしまうと許可がどこかでおきなくなってしまうのではないかとこのことを心配したので、ちょっと質問させていただいた。そういうことがないという副区長のご答弁がございまして、ありがとうございます。

#### ○桑村副区長

あくまでも河川のいわゆる管理の安全責任を負うのは東京都ですので、それはやはり区としては今も日常的なしゅんせつの委託とかいろいろ受けてやっているわけですけれども、ふだんお互い協議して進めていく、また東京都のほうもいわゆるこういう舟運を進めていくというのは一方では河川の管理とは別に港を含めていろいろやっついこうという都全体の方針ですので、お互いの方向性に違いがあるというふうには思っていないので、進めさせていただきたいと思います。

#### ○高橋（伸）委員

当初予算のプレス発表のときの予算が1億9,000万円余だと思っておりますが、今回の契約が1億5,000万円ということで、約4,000万円ぐらいい安くなった金額になったと思うのですが、何か施工のやり方が変わったと思う、その金額が1億5,000万円になったところを教えてくださいたいと思います。

#### ○立木経理課長

こちらの工事は、落札率が98.7%ということで、所管の起工額として予定価格で上がってきているものと大体ほぼ近い形で落札されているところでは、恐らく当初予算で見込んだ中で予定価格を積み上げていく中でこれぐらいの落差が生じたのではないかと考えられます。細かいところまでは私からは申し訳ございませんがわかりません。

#### ○高橋（伸）委員

4,000万円の開きというのは工事の施工とか、わかる範囲でいいのですが、例えば構造物の撤去とか構造体の撤去に高額な費用がかかるところ実は撤去費が少し軽減できたとか、4,000万円という金額の開きの理由がわかればいいのですが。

#### ○桑村副区長

これは東京都と調整をしております、一つは護岸をある程度中へ押していわゆる穴を掘るといいますか、もう少し言うと護岸側に船を寄せてやるとかなり大きな金額になるということがあって、基本的にいろいろ調整しまして着岸の安全性のこともあってほかに船が通るときの、それでこの船が着いて大丈夫とかとかいろいろ調整をさせていただいて、一番多分いい方法をとった、いい方法というのは、金額的にも安くて安全性のある方法をとらせていただいたのだと思います。そういう意味ではこれも正直言っている東京都と調整をしてどの方向だったら大丈夫と何案も出させていただくような関係があって、予算上は申しわけないですが少し大き目の金額を出させていただいてこの案に決まったのだと思います。

#### ○伊藤委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (3) 戸越小学校校庭整備工事請負契約

#### ○伊藤委員長

次に、(3)戸越小学校校庭整備工事請負契約を議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

#### ○立木経理課長

続きまして、報告事項の(3)戸越小学校校庭整備工事請負契約につきましてご説明をさせていただきます。

す。

本件は、9,000万円以上の工事請負契約につきまして本委員会にご報告するものでございます。資料の5ページをご覧ください。

本工事は戸越小学校施設の環境改善を図るための校庭の改修でございます。契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札状況につきましては次の6ページの調書に記載のとおりでございます。5ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め9,158万4,000円、落札率は93.8%でございます。契約の相手方は株式会社伊藤組品川支店支店長、佐藤充でございます。支出科目は平成30年度一般会計でございます。

工事の内容でございますが、7ページの概要書をご覧ください。工期は平成30年9月21日でございます。工事内容としましては、校庭の人工芝化と池の周囲を土系の舗装に改修する工事でございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関してご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○須貝委員

戸越小学校は結構築年数も大分たっているのではないですか。恐らく改築計画が順次進んでいると思うのですが、ここで今整備をされるというのはある意味で子どもたちにとっていいと思うのですけれども、当面戸越小学校の改築計画はないというふうに考えてもいいのでしょうか。例えば二、三年後に改築してしまいますよとなると、まるきり人工芝の9,000万円というのは意味がないものになってしまうと思うのですが、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

#### ○立木経理課長

特に今後の改築計画については手元に資料がないのでわからないのですが、一応老朽化の部分で必要な部分は補修はしていかないとお子様の安全等にも関わってくることでございますので、一応校庭整備等の衛生管理上そういったところから改善という部分で行っていると聞いてございます。

#### ○須貝委員

ちょっと話が別ですけども、それは所管に聞いてみます。ありがとうございます。

#### ○伊藤委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (4) 荏原平塚学園校庭整備工事請負契約

#### ○伊藤委員長

次に(4)です。荏原平塚学園校庭整備工事請負契約についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

#### ○立木経理課長

それでは、続きまして報告事項の(4)荏原平塚学園校庭整備工事請負契約につきまして、ご説明をさせていただきます。本件は9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものでございます。

資料の8ページをご覧ください。本工事は荏原平塚学園施設の環境改善を図るための校庭の改修工事を行うものでございます。契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札状況につきましては9ページのこちらの調書に記載のとおりでございます。

8ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め1億4,843万3,400円、落札率は90.0%でございます。契約の相手方は、三ツ和総合建設業協同組合東京支店支店長、武藤秀王でございます。支出科目は平成30年度一般会計でございます。

工事の概要でございますが、10ページの概要書をご覧ください。工期は平成30年9月14日でございます。4番、工事内容といたしましては、校庭の人工芝化とピロティの一部の人工芝張替とタイル張替工事を行うものでございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○いながわ委員

ここまでご報告いただいた上で大変恐縮なのですが、入札の経緯についてお伺いしていきたいのですが。入札一覧のところ会社名がずらっとあって、予定価格が1億6,492万6,000円と出ているのではないですか。この予定価格というのは品川区が東京の積算労務単価を積算を積み上げて、この工事をやるのであればこの額が妥当だろうという言い方なののでしょうか。そういうあれで品川区は決める。すみません、私は入札についてわからないのですけれども、この予定価格の1億6,492万6,000円というのは、入札に参加する人たちはこれを知らない、それとも知っているのかどうか。かなと。

最後に、例えば工事事業者が予定価格これぐらいだよとわかっていながら、いろいろまた会社のほうでも積算し、これぐらいで大丈夫だよという価額の1億4,843万3,400円で落札された。そうすると、図の下の1億4,510万円の未満というのは、入札の平均より下回ってしまったから未満という表現なのか。未満という意味がちょっとわからないので、それを教えていただきたいというところ。

それと、先ほどの戸越小学校も含めてなののですけれども、大体人工芝に張り替える工期というのは80日前後でできてしまうものなのか、昨日もその質問をさせていただいたのですが、工期は問題なければ問題ないで構いませんので。あと、ちょうど夏休みに入りますよね。小学校とか中学校のグラウンドというのは部活で多分いろいろ使うと思うのですけれども、その調整について総務委員会で聞くべきことではないと思うのですが、やはりそういう部分も工事事業者としては思い切り工事をして工期内におさめるほうがいいと思うので、そこで子どもたちが出入りするとやはりそういう危険になる、また安全対策をしなければいけないのかなという思いがあるので、その辺はどうなっているのか。今度は逆に子どもたちの立場からすると、1年に1回夏休みですから、次の夏休みはまた学年が変わっているし卒業してしまっているかもしれないので、夏は夏でクラブ活動が盛んだと思うのですけれども、子どもたちの立場からするとグラウンドを使えないわけですよね。それはお答えできる範囲で構わないので、お願いします。

#### ○立木経理課長

まず、予定価格、入札の部分のことでございますけれども、予定価格は委員のおっしゃったとおり区の内部でいろいろな基準を用いて積み上げた結果、これぐらいの工事であればこれぐらいの金額であろうという形で出しているものでございます。予定価格に関しましては、この制限付き一般競争入札でこ

ちらの工事入札に関しましては事前公表という形になってございます。ですので、事業者はその予定価格を見ること、知ることができます。

あと、こちらの9ページの16番の金額未満ということで失格という記載になっている部分でございますが、予定価格とは別に最低制限価格、工事の品質確保という部分で、最低制限価格というのを設けておりまして、一定程度のきちとした工事品質を確保するために、このラインを下回った場合には失格という形をとらせていただく制度を持ってございます。そちらの最低制限価格は、やはり入札にかかわって金額が安くなる部分で調整されても困るところから非公開という形になっておりますので、入札される事業者が自分を取りたいと安く入れた場合でも、その最低制限価格を下回ってしまった場合には、申しわけないのですが失格という形になってしまいます。そういった意味で、この未満と記載されているものでございます。

あと、工事の工期の部分ですが、こちらの発注に当たりましてはしっかりと工事ができる期間で工期を設定しているというところで、夏休みを超えています、一応念のためというふうに考えております。

あと、夏の校庭の利用に関しましては、こちらのほうは校庭の出入り等があると思いますので、その辺の安全管理などは所管のほうにしっかりと調整するように私のほうから伝えさせていただきたいと思っております。

#### ○いながわ委員

ありがとうございます。16番は恐らく300万円ぐらいの差で最低制限価格を下回ってしまったのかなという思いなのですが、もともとこれは私の直感というか、私の主観になってしまうかもしれないのですが、品川区の担当部署が恐らく、先ほど申し上げたように東京都の積算労務単価で積み上げていって出たものが1億6,492万円、これは妥当だろうと。それを恐らく2,000万円下げて1億4,800万円に落札をされている。会社に負担がかからなければいいのですけれども、でも、品川区としてはそれは会社が算出したものなので負担がかかっているかかかっていないかは別にして、しっかりと仕事ができるという認識で多分いるかと思うのですが、近年鉄の値段も含めて非常に高騰している、人件費が上がっているとか、いろいろな要因があるのですね。2,000万円安いので、品川区としては出が少なくなるからすごくいいのかな、言い方はちょっとおかしいかもしれない、安く済んだからいいなという話なのですけれども、もともとの東京都の積算の見積もりでやっても幾ら見積もりを出してきたからといって、その額が本当に建設会社としてウインになっているのかなという疑問があったので質問させていただきました。

やはり東京都の落札価格が80%後半とかとなったと以前聞いた記憶があるのですけれども、安ければいいという議論でもないような気がするのです。やはりいいものをしっかりと納めていただく。では、2,000万円安くなることは、果たして本当にいいのか。何かしらが、例えば部材を安くするのか、人件費を削ってしまうとかいろいろ見積もりの中で2,000万円を引いていると思うので、その辺は今後品川区としても、何ていうのだろう、やはり地域の建設事業者に対してしっかりと仕事をやっていただくためには、逆に言えばもしこれが100%の落札率で落としたとしても、もしかしたら事業者としては赤字を食っている可能性もあるわけで。そこは経営ですから品川区は関係ないですよという話になってしまうかもしれないのですけれども、そういうのも含めた中で今後入札というのを行っていただきたいなという思いがありましたので、質問させていただきました。もし何かあれば、なければ結構です。

#### ○立木経理課長

入札の部分は今いただきましたお話に関しましてはしっかりと受けとめまして、今後の参考にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○須貝委員

今回入札に関して辞退された会社はたくさんあるのですけれども、やはりこのぐらい入札に参加してくださる会社があるというのは非常にありがたいし、見ていて、多くの方が品川区のために工事に参加したいなというそのあらわれだと思えるので、どうしてもほかの工事は3者、5者で、その中で辞退者があるという話ですから、どうすれば門戸が広がるのかわからないのですが、そちらのほうも努力していただければありがたいと思います。

#### ○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(5) 品川区長選挙および品川区議会議員補欠選挙における執行計画について

#### ○伊藤委員長

次に(5)品川区長選挙および品川区議会議員補欠選挙における執行計画についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

#### ○秋山選挙管理委員会事務局長

それでは、私から品川区長選挙、品川区議会議員補欠選挙についてご報告させていただきます。こちら、平成30年6月18日の選挙管理委員会にて執行計画を決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

1ページをお開きください。告示日は平成30年9月23日日曜日、選挙期日、投票日は9月30日でございます。

選挙すべき数は区長が1人。区議会議員は2名で告示日に確定をいたします。

選挙長および同職務代理者は、選挙長は堺直隆、同職務代理者は横山宏でございます。

選挙人名簿への登録ですが、登録基準日は平成30年9月22日、住所要件は、平成30年6月22日までに転入の届け出をし、引き続き品川区内に住所を有する者でございます。年齢要件は、平成12年10月1日以前に出生した者。区内の転居でございますけれども、8月30日までに区内転居の届け出をした者は新しい住所での投票、31日以降は旧住所での投票でございます。

立候補の届け出受付等でございますけれども、立候補の届け出受け付けは9月23日日曜日の午前8時半分から午後5時まで、品川区第二庁舎の5階で行います。立候補予定者の説明会は、8月3日午前10時から同じく第二庁舎の5階で行います。届け出関係の事前審査でございますけれども、9月3日から9月7日まで午前9時から午後5時まで選挙管理委員会の事務局で行います。

2ページにおめぐりいただきまして、投票用紙の色および交付順序ですけれども、区長選挙は白、区議会議員の補欠選挙は薄い青色。順序は区長選挙が先でございます。

投票の日時および場所でございますが、投票日は平成30年9月30日、投票所でございますけれども、当日の投票所は43カ所、投票所の一覧は4ページ・5ページに書いておりますが、こちらは去年の選挙と変更はございません。投票時間は午前7時から午後8時まで。期日前投票および不在者投票期間ですけれども、期日前投票所の一覧は6ページをお開きください。期日前投票所の一覧はこちらでございます。変更点が1点ございます。荏原第四地域センターが前は地域センターの工事のため仮の施設に移っていましたが、今回より地域センターに戻ります。区役所から八潮地域センターまでが9

月24日月曜日から9月29日の土曜日まで、今回アトレ大井町でも行いますが、こちらは平成30年9月26日水曜日から29日の土曜日までとなっております。2ページにお戻りいただきまして、場所と期間は今お話をさせていただきましたけれども、時間が若干違っておまして、区役所と地区センターは8時半から午後8時まで、アトレ大井町は午前10時から午後8時までとなっております。郵便投票による不在者投票は平成30年9月26日までに請求をお願いしてございます。

9、選挙会ですが、即日開票で行います。9月30日の午後8時35分開始、総合体育館でございます。選挙立会人の届け出期限および届け出先は、9月27日午後5時までに選挙管理委員会事務局で行います。選任の「くじ」は、午後6時から選挙管理委員会室で行います。

入場整理券は、約32万7,000枚ということで、6月1日の名簿登録人数が32万7,179人ですので、この程度の数になるかと思っております。発送日は9月18日。

3ページに参りまして、候補者の氏名等掲示の掲載順序を決める「くじ」は、9月23日の午後5時半から選挙管理委員会室で行います。

選挙公報でございますけれども、申請の期限が告示日の午後5時までに会議室または選挙管理委員会事務局にお申し出いただくことになっております。掲載順序決定のくじは、告示日の午後5時半から選挙管理委員会室で行います。配布方法ですけれども、各戸配布により全世帯に配布をいたします。配布期間ですが、9月24日月曜日から9月29日土曜日までとなっておりますが、配布の業者には24日から26日の3日間で配布の予定をするよう指示をしているところでございます。

公営ポスターの掲示場所でございますけれども、区長選挙は9面、区議会議員の補欠選挙は15面でございます。設置場所は346カ所。設置時期ですけれども、9月23日の告示日からポスターを掲示できるように事前に設置をいたします。

個人演説会の開催ですけれども、公営施設における開催期間は9月25日から9月29日まで、その他の施設における開催期間は9月23日から9月29日まででございます。

当選証書の付与は、選挙会終了後、居所に赴き付与いたします。

収支報告書の提出、それから選挙公営関係請求書の提出は、それぞれ10月1日から15日までの間に選挙管理委員会事務局まで提出するようお願いいたします。

## ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言お願いいたします。

## ○いながわ委員

質問が2点とあと要望が1点でお願いしたいのですが、まず要望からさせていただきます。346カ所の掲示板、今回は区長選と区議補選があるということで非常に時間もかかる、混乱する可能性もあるということで事前にしっかりと、前倒しという言い方はおかしいですけれども、準備に入って設置をしていただきたいのですが、特に、これは私の経験なのでこの場で申し上げるのも大変恐縮なのですが、掲示板の番号間違いとか掲示板から釘がちょうどポスターを張るところに出てしまっているケースが非常に多かった時期がありました。あと、この時期は恐らく台風が来るかわからないですけれども、やはり15面ぐらいになると風であられる可能性があって倒れた掲示板も何カ所かあって1日ぐらいそのままになっているケースも見ましたので、その辺は巡回も含めてちょっと労力が必要になってくるかもしれませんけれども、そういうことがないようにぜひお願いします。特に番号間違い、地図と掲示板の番号が違うときが一番皆様が混乱されると思いますので、その辺がないようにしっかりとチェックをし

ていただきたいというのが要望です。

質問は、以前アトレに期日前投票所を設けたときに、通常の出張所より期日前の投票率がすごく上がったなんていうご報告もいただいて、これは多分行政も設置してよかったという認識だと思うのですが、うちの会派からもいろいろ質問、要望させていただいた中で、それ以外の場所でも今後設置していくという考えは、例えば北品川とか東品川というのは高層マンションがすごくいっぱい建っているわけですから、イオンの中につくるとか皆様が集まる場所に設置をするという考えもあったのかなと思うのですが、その辺をどうお考えかというのがまず1つ目の質問です。

2つ目の質問は、先ほど局長からも選挙公報の配布に関して、これは公職選挙法の中で告示の次の日から要は選挙中に配布をするということになっているかどうか分からないですけれども、24日から26日を指示したというのであれば、あえて29日までということを入れる、これが公職選挙法上これを入れなければいけないというのだったらそうなのですが、もっと言うのであれば1日で配っていただきたいというのが多分候補者心理だと思うのですね。これだけ期日前投票が充実してきているのであれば、月曜日からみんな投票に行ってしまうけれども、行く方はもしかしたら限られた方が行くのかもしれないですが、やはり広く区民の方々に選挙公報をより早く届けるということが私は必要というか、今後そこも一つの課題なのかもしれないですけれども、やるべきだと思うのですが、それが実際マンパワーで可能なかどうか。以前はシルバー人材センターですか、どこかに頼んでいてやはり遅いのでしっかりとした業者に頼むみたいな話になったのかもわかりません。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

#### ○秋山選挙管理委員会事務局長

まず、期日前の場所でございますけれども、それ以外にも民間の場所で可能になったということを受けまして、幾つかこちらとしても調整はしてございます。お話しいただいたイオンであるとかそちらのほうも含めて話はしているのですが、なかなか相手側も乗り切でなかったりとかいうこともございまして、今のところアトレだけでございます。交渉しているところは継続的に話はおしておるのですが、相手方の状況も変わったりもしていることもあろうかと思っておりますので、これは継続的に今後も働きかけていきたいなと思っております。

それから、広報の件ですけれども、1日で配れないかということでございますが、より早く届けるというのが務めとして必要であると認識しておりますけれども、使用する業者の能力であるとかあとは経費の問題であるとかということがございますので、今のところ今回もシルバー人材センターを用いて配る予定で考えているものでございます。

今ちょっと検討しているのは、期日前投票所には当日の朝一ぐらいに配れないかというのは検討をしているということでございます。当日の朝一番というとなかなか印刷の状況とか検討しなければいけないところがあると思っておりますけれども、なるべく早めにお配りしたいということで努力はしているというところでございます。

あと、ご要望がありましたポスター掲示板は仕様書の中でも短時間で補修をするような項目も入れておりますので、そういうことがないようにこちら也十分注意してまいりたいと思っております。

#### ○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。恐らく何年か前の総務委員会の行政視察でも投票率を上げるにはどうすればいいかとかいろいろな取り組み、所管事務調査もやった記憶も僕はありますので、投票率を上げるには利便性のいいところに投票所を設置することは本当に大切なことだと思いますので、その



辺は今後相手側のご協力もあろうかと思っておりますので、いろいろ想像力というか発想の転換をしていただいて、投票率向上に向けて頑張ってくださいたいとお願いしたいです。

あと、広報に関しては、立候補届けが提出をされてあなたは候補者になりましたという時点で選挙公報だから、その立候補届けの午後5時が広報の締め切りに、選挙広報23日日曜日の午後5時までということは、立候補届けを出したその日にあなたは立候補したわけだから選挙公報を出してくださいよ。だからこれを前倒しにすることは公職選挙法上もそういう概念がないということですよ。出てないのに選挙公報を出すわけがない。ということは、やはり配り手に関しては、ここはどこの区でも投票率というか広報に関してはいろいろな課題があろうかと思っておりますので、それはやはりシルバー人材センターのみならず、あとは配り方によってはすごく点なのか面なのか線なのかは別にしても、ばらつきが出てくる可能性もありますので、それはもうやはりポスティング業者というプロもいらっしゃるの、そういうのも含めた中の連携でなるべく早く配っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ご答弁は結構です。

#### ○中塚委員

投票時間のことなのですが、投票の場所や投票日で時間が違うのです。これが現地でわからないですよ。投票日は朝7時から夜8時までというのは大分定着しているのだから強くてアピールしなくてもいいという実感があるのですが、地域センターや区役所が8時半から。アトレは日にちも違うけれども10時から。これは私としては余り定着していないなという思いがあるので、地域センターの入り口に8時半からですよとか区役所の入り口に8時半からですよとか、アトレの場合は10時からですよなどの案内の工夫というのは必要かなと感じているのですが、さまざま混乱のないように入場整理をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○秋山選挙管理委員会事務局長

時間でございますけれども、物理的な制約というのがアトレにはございまして、アトレの開店時間が選挙のために早められないということですので、10時からということになっているということでございます。

周知ですけれども、なるべくわかりやすいように入場整理券等に時間が違っているということを含めて周知をして、それから事前の選挙公報だけではなくて、広報しながらのPR等についても時間も含めて周知をさせていただいているところでございます。

#### ○伊藤委員長

ほかにはございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

---

### 3 所管事務調査について

#### ○伊藤委員長

次に、予定表3の所管事務調査についてを議題に供します。

この項目につきましては、前回の委員会において、ご意見・ご要望があれば6月18日までにご提出をお願いしておりました。皆様よりいただいたご意見・ご要望を踏まえて、正副で検討させていただきました結果、今年度の総務委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付のとおり、1. 人権行政のあり方について、2. 選挙啓発のあり方についての2項目とさせていただきたいと考えております。

具体的な内容ですが、人権行政のあり方につきましては、昨今の児童虐待の事件など重大な事例が後

を絶たない状況を踏まえて、児童虐待や高齢者虐待などに対して、関係機関の連携により速やかな対応を図る「安心しながわネットワーク」のあり方について調査・研究をすることが1点。それから、いわゆるLGBTについては、行政対応として専門電話相談員やパートナーシップ制度など、自治体においても性的マイノリティーに配慮した取り組みが広がりを見せる中で、本区での今後の対応を考えるに当たり、まずはその前の段階として、歴史的な背景やこの間の社会環境の変化等について理解する必要があることから、LGBTに対しても委員間での共通理解を深めることに主眼を置いて、調査・研究を進めていきたいと考えております。

それから、選挙啓発のあり方につきましては、まさに今お話あったように本年度に区長選挙、それから来年度に統一地方選挙を控える中で、若年層の政治参画の醸成とそれから障害特性に応じた必要な環境の整備、選挙に関する情報提供の充実に焦点を当てて調査・研究していこうと思っております。

それぞれその方法に従って調査をしていきたいと思っておりますが、ただいま申し上げました正副提案の調査項目や調査内容について、ご意見をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

#### ○須貝委員

高齢者虐待、児童虐待については、所管がちよっと違うのかなと思っておりますが、そこにも入ってしまっているのですか。

#### ○伊藤委員長

安心しながわネットワークが総務委員会の所管なので、そのところで対象になろうと考えています。ありがとうございます。それでは、さよう決定させていただきます。

なお、実施時期については、今後の議案や報告事項等の案件との関係もありますので、時期を見ながら対応していきたいと思っております。

また、理事者の方々にもいろいろな資料をお願いするかと思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

---

## 4 行政視察について

#### ○伊藤委員長

次に、予定表4の行政視察についてを議題に供します。

ここでは各委員の要望をもとに、正副で協議をした行政視察の案について、お手元に配付させていただきました。

候補地としましては、まず静岡県浜松市で「政令指定都市の大規模（総合窓口）について」であります。それから、京都府京都市で「公民協働（PPP）の取り組みについて」、そして広島県で「働き方改革について」、それぞれ視察先の候補として考えております。

各事業の概要につきましては、お目通しをいただきたいと思いますが、各委員からの要望のほか、過去の総務委員会の所管事務調査や行政視察の調査項目等、さまざまな観点から検討して、正副案をまとめてまいりました。改めてですけれども、今回は候補地と調査項目のみの案ですので、当然これから順番や日程については、今後の調整の状況、つまり先方の受け入れ可能性もあるでしょうし議会の都合もあるでしょうから、最終的な決定は、次回の委員会を予定しております。そういうところを含めて、よろしければこの内容で先方との具体的な調整に入りまして、次回の委員会で最終的に決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか、伺います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

## ○伊藤委員長

ありがとうございます。

特に今回は9月に議会が開催される自治体が多くてなかなか受け入れ先の対応が、困難であることをあらかじめご了承いたします。

それでは、先方との調整に入りまして、次回の委員会において改めて正副委員長案をお示しさせていただいて決定していきたいと思っております。

なお、改めてお話をしますが、先方との調整次第では、当然候補地、それから調査項目等を含めて、この案を練り直すことがあることもございますので、その点も含めて正副にご一任いただければと思います。よろしくお願いいたします。

---

## 5 その他

### (1) 所管質問について

## ○伊藤委員長

次に、予定表5、その他を伺います。

まず(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において吉田委員より、今定例会の一般質問にかかる所管質問の要請がございました。質問項目は、ご自身の一般質問の品川区の男女共同参画政策における多様な性のあり方の理解促進と支援策の中から、区営住宅への同性カップルの入居に関してでございます。昨日の委員会で各委員会にご了承いただきましたので、ご自身の一般質問に係る所管質問を行います。なお、申し出た委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改めて吉田委員、本委員会の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

## ○吉田委員

同性カップルの公営住宅への入居に関して国のほうで法の解釈についてまだすり合わせる必要があるのではないかというようなご答弁だったのですが、公営住宅法の親族要件についてはもう既に外れていると思いますので、それ以外に法の解釈が分かれるというところがあるのであれば、その点についてお答えいただきたいと思います。

## ○島袋人権啓発課長

それでは、答弁させていただきます。

都営住宅の同性カップルの入居についてでございますが、品川区区営住宅条例第6条では、使用者の資格として現に同居し、または同居しようとする親族があることを規定しております。同性カップルは親族関係が確認できないことから入居を認めておりません。昭和26年に施行されました国の公営住宅法は、入居要件を基本的に同居親族と規定、平成24年の法改正で撤廃され、各自治体の判断に委ねられたところです。国土交通省の平成27年度の調査では、公営住宅がある1,668自治体のおよそ86%が、既に入居希望者が多くさらに倍率が上がるなどの理由で同居親族要件を維持している現状がございます。都におきましても、都営住宅では使用者の資格の一つとして、条例で現に同居し、または同居しようとする親族があることとしております。区におきましても、同様に入居の際、親族関係を住民票により確認。同性パートナーは住民票で親族関係の記載がなく、入居資格を確認できません。同性パートナーにおける親族関係の確認について法的根拠をどこに求めるのか、そちらが国や東京都の動

向を注視しているところでございます。この件に関しましては慎重に議論をしていく事柄であると考えているところでございます。

#### ○伊藤委員長

答弁が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○吉田委員

要するに、条例はまだ親族要件を設けているということですね。86%の自治体がまだこの親族要件を設けているということなのですが、その理由としてそもそも公営住宅という社会的資源が少ないのでは、品川区が人権尊重都市を言っている中でそのままその理由を踏襲していいのかなというのは思います。社会的資源が少ないのはそのとおりだと思いますけれども、その中で同じようなマイノリティーの立場にある人同士で今差別をしているということになってしまおうと思いますので、社会的資源が少ないということは今後また別途解決すべきこととして、その両方のマイノリティーの立場の方たちの中でそういうふうに同性であるということによって差別を設けていることになりはしないのか。その辺について、人権尊重都市品川区としての考え方をどのように今お考えなのか教えてください。

#### ○島袋人権啓発課長

なかなか1つの自治体でこうだという結論を出すのは非常に難しいところでございますし、また23区内におきましてもまだまだパートナー制度を実施している自治体は3自治体になるのか、もう一つ中野区が入れるというところなのですけれども、こちらにしても、やはり区としてこれは必要なかどうかの議論も必要になってくるかと思っておりますので、いろいろと考えていきたいところです。

また、人権尊重都市品川宣言、まだまだこちらの宣言内容も区民の皆様には知られていないところもございまして、まずは人権尊重都市品川宣言に書いている文言の一つ一つを区民の皆様、あるいは地域の皆様には知っていただくことがまず人権啓発課の一つの課題だと考えているところでございます。

#### ○吉田委員

わかりました。そもそも国が自分たちで公営住宅法から親族要件を外したのであとは自治体の問題だよと丸投げしてしまっているその態度自体が、国連の自由権規約委員会からの問い合わせに対して、その態度はいかかなものなのかというふうには思っております。ただ、やはりそれぞれ自治体としても判断していくことがあっていいのではないかと思っております。人権尊重都市宣言の内容そのものをもうちょっと区民の理解を深めていきたいというのはそのとおりで私も賛同いたしますので、ぜひ前向きな方向で今後検討していただけたらと思います。

#### ○中塚委員

ぜひ同性カップルの区営住宅への入居を認めていただきたいと私も強く要望したいと思います。先ほど、まず倍率が上がるという話がありましたけれども、つくればいいだけだと思います。また、必要かどうかの議論があるというお話もありましたが、同性カップルの方が住まいを見つけようとするとなれば賃貸マンション、アパートを探しに不動産屋に行くと、不動産屋からもまたオーナーからも拒まれてしまうと、残念ながらそういう差別意識は社会の中で根強く残っております。それだけに、自治体が所有する住宅においても同性カップルの入居を認めると位置づけることはとても意味のあることだと思います。

1件だけ伺いたいのですが、「現に同居している、または同居しようとする意思がある親族」云々かんぬんという話ですが、「現に同居している」だけではだめなのですか。AまたはBだから、

「現に同居している」だけでも、その規定で大丈夫なのではないかと説明を聞いていて思ってしまったのですけれども。そこだけよくわからなかったので、ご説明いただきたいと思います。

**○島袋人権啓発課長**

区営住宅に関しましては所管が違うところなので、私も正直きちんと申し上げられるかどうかわからないのですけれども、実際同性カップルなのか他人との同居なのか、シェアとして入ってくるのかもわからないとかそういった部分もあると聞いておりますので、まさしくどのような状況なのかというのをこれからの課題として考えていく項目だと思っているところでございます。

**○中塚委員**

住宅課のほうに行ってしまったのは失礼いたしました。ただ、「現に同居している」、いわゆる事実婚のこともあると思うのです。さまざまな人生のパートナーとして歩むに当たって、結婚という制度を利用される方もいらっしゃるし、そういう戸籍制度に対して疑問を感じたり、あと自分のあり方として夫婦別姓も含めて事実婚ということを選択しているいわゆる異性間のカップルもいます。それに対しては行政も不十分さはあるものの夫婦としての実態を認めさまざまな行政サービスの対象にしている状況もあります。そういう意味では異性カップルでも事実婚は、生活の実態も認めているわけですから、それが異性であってもまた同性カップルであっても、そこは考え方として全く同じでいいと思いますので、今後よく私のほうも含めて調査・研究を進めていきたいと、意見として述べさせていただきたいです。

**○伊藤委員長**

ほかによろしいですか。

では、ほかになければ、以上で所管質問を終了いたします。

---

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

**○伊藤委員長**

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○伊藤委員長**

それでは、この案のとおり申し出ます。

---

(3) 委員長報告について

**○伊藤委員長**

次に、(3)委員長報告であります。議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○伊藤委員長**

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

---

(4) その他

**○伊藤委員長**

次に、(4)その他で何かございますか。

## ○小林施設整備課長

私から、6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀の倒壊事故が発生したため、区有施設のブロック塀の状況について緊急調査を行いましたので、資料に基づいて区有施設全体のご報告をさせていただきます。

調査期間は6月18日より20日に行いました。調査対象については、建築基準法第12条の規定による138施設、これは学校施設を含む調査報告でございます。また、平成27年、平成28年に全施設の自主点検を行った結果を踏まえ、これは施設整備課で自主点検を行いました。再点検、確認が必要と思われる16施設を抽出し、現在調査を行ったところでございます。また、学校施設については、本日の文教委員会でも報告しております。

調査方法は現場調査にて目視による劣化およびひび割れ等の有無、形状の確認、打音検査、触診による調査を行ったところでございます。調査結果につきましては、資料3、調査結果のとおりですが、①年度当初より改修計画があるもの、これが1施設でございます。「隙間あり」というのは、一部ひび割れ等が認められたというところでございます。②の区道に面してブロック塀があるものは1施設です。③の官民の隣地境界にブロック塀があるものについては14施設です。②以外については道路面にコンクリートブロックがなかったものでございます。

今後の対応につきましては、①年度当初より改修計画があるものの1施設については6月30日、先週の土曜日に撤去を済ませたところでございます。②区道に面してブロック塀があるものについては、撤去を目的に工事を7月6日今週の金曜日に着手する予定でございます。③官民の隣地境界にブロック塀があるものについては、危険性が低いと判断しておりますが、今後詳細な調査を行い必要に応じて隣地所有者と協議を行い、順次改修工事を計画的に進められるように実施していきたいと考えております。

以上、区有施設ブロック塀の状況について報告させていただきました。

## ○伊藤委員長

説明が終わりました。

何か確認等ございましたら。

## ○中塚委員

本当に痛ましい事故がおきまして、残念に思っております。今の報告ですけれども、大きく2点ですが、平成27年度、平成28年度に行った自主点検と、今回の6月18日から20日に行った点検ですけれども、有資格者の職員がやったものなのかどうか、どういう資格を持っている方がチェックをされたものなのかどうか、そこを伺いたいと思います。

もう一つは、16施設がそれぞれどこなのかということなのですけれども、資料に基づいて4の今後の対応について①の施設がどこなのか、②の施設がどこなのか、③の14施設というのはそれぞれ伺いたいと思います。

## ○小林施設整備課長

まず、平成27年、平成28年の調査の件につきましてお答えしますが、こちらについては施設整備課の職員が行っておりますので、一級建築士ないしは二級建築士を持っている人間もいれば、それと一緒に同伴している免許をこれから取ろうという若者が一緒に現場を調査をしております。それと、施設名につきましては、①が既に撤去したところは浅間台小学校、②区道に面しているところについては、今週工事が入りますけれども、鈴ヶ森小学校。③番につきましては14カ所ありますけれども、現在施設を利用者等が使っており、不安を助長するような形になりますので、まことに申しわけないのですが、

施設名については控えさせていただきたいと考えております。

#### ○中塚委員

残りの14施設については改修の見通しというか計画が決まった際には丁寧に説明をしていただきたいと要望だけしておきたいと思います。

#### ○いながわ委員

まことに痛ましい事故で亡くなられた小学生に本当に哀悼の意を表する次第なんです、その反面、ある意味私は、品川区の塀に関して、倒れるものはない、大丈夫だなという確信があったのです。それは恐らく私が本会議の代表質問で質問をさせていただいたときに、それも含めた中で、多分所管には生垣助成、塀はなくしていきましょうというのはもう品川区は結構前から取り組んでいるところなので、恐らく区有施設の壁というのか塀というのは安全だろうという思いの中で、あえてそのときには所管には確認はしなかったという思いがあったのですけれども、こうして全部を見た結果すぐ対応したということも評価するところでもあります。あとは、民地との間に関しては、いろいろな補助制度、助成制度があるので逆に、これはあくまでも区有施設の報告ですけれども、やはり民地との境とか民間の所有物に対しても行政として補助金を上げるかどうかは別にしても、生垣助成があるので今後こういう事故につながると思う、行政のものがもし倒れるのであれば、被害者は行政に対して言えばいいのですけれども、しかしながら民間の塀が倒れてけがをした何なりしたときに、民間人が民間にやると完全に民だから品川区は立ち入ることもできないし、完全な裁判になってきて、お金がなければ補償もされないような状況になってくると思いますので、そういうもとの根を取り除いていくというのも行政の仕事なのかという思いがありますので、行政にそういう壁があったら取り除いてフェンスにかえるとか、もちろん防犯上の理由というのもあるかと思いますが、それはどんどん改革というか変えていっていただいて、民間にもしっかり生垣助成とかを推進するような、フェンスを推進するような施策を展開していただきたいなと思いますので、これは意見として申し伝えますので、よろしくお願いします。

#### ○須貝委員

今の発言と同じなのですが、やはり民間のブロック塀の所有者の中にはやはり対応できない、認識できないという方も、日常当たり前のようにブロック塀は存在するわけですが、そういうふうに対応できないという方もたくさんいらっしゃると思います。そのときに、あくまで民間のブロック塀なのですが、区のほうで注意とか警告ということを実際されているのか。やはりそれぐらいは区でお金を出して直せという話ではないのですけれども、やはり長年当たり前のようにご自宅にブロック塀が存在して、高さが相当高くてもう建築基準法の基準を超えている、逸脱しているという場合に、もう当たり前のようにあったら何ら支障がないのではないかというふうに認識されてしまっていると思うのです。ですから、ぜひ注意、警告等をするような何か対策をしていただきたいと思います。これは要望だけです。

#### ○吉田委員

先ほど③の14施設については不安を助長するというようなご答弁でしたけれども、情報を隠すことが不安を抑えることになるのかなというのはあります。ただ、公表の仕方はきちんと考えなければいけませんけれども、その先の方針を含めてこういうふうにしていく予定なのでということも含めて、きちんとお伝えする。広く広報をするというよりもその施設を利用される方に対しては冷静な事実としてお伝えしたほうが、きちんと、あ、そういうふうな点検をして対策を打っていくのだなという区の姿勢に対する信頼を得るようにしたほうが私はいいいのではないかなと思っております。これは意見とさせていただきます。

○伊藤委員長

それでは、本件を終了させていただいて、ほかに何かございますか。

○立木経理課長

私からは、前回の総務委員会にて吉田委員からご質問がございました事務事業概要の内容についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

経理課管財系の事業説明におきまして、土地・建物の借り入れに対して貸し付けがあるのかどうかというご質問をいただきました。土地・建物の貸し付けはございまして、経理課管財係にて所管しております。予算書の説明文等におきまして記載させていただいている大きなものとしましては、大崎ブライトコアの5階、6階などがございます。平成30年度におきましては、地所賃借料として約6億7,000万円ほどの歳入を見込んでいるところでございます。内訳ということになりますと、飲料用の自動販売機の設置スペースですとかそういった細かい部分等もございまして、あと貸付期間も1年から例えば事業用の定期借地になりますと50年というような長期にわたるものまでさまざまございまして、そういったいろいろな貸し付けの目的、用途とか契約の形態等が複雑になっている中で、件数の変動もあることから事務事業概要のほうには省略という形をとらせていただいているところでございます。

○伊藤委員長

ほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後0時16分閉会